1時間1,200円

【問い合わせ先】 役場社会教育課 Tel 0996-88-6500

『動物愛護講習会』を開催

保健所では、県内の保健所において「動物愛護講習会」を開催しています。

北薩地域での平成 18 年度「動物 愛護講習会」の日程は次のとおりで す。

これから犬を飼いたいと思っている方、犬の飼い方、しつけに疑問を持っている方、どなたでも参加できます。

○日時・場所

- 第1回 平成18年6月13日(火) 川薩保健所
- 第 2 回 平成 18 年 7 月 25 日(火) 出水保健所
- 第3回 平成18年8月8日(火) 大口保健所
- 第4回 平成18年8月22日(火) さつま町ひまわり館
- 第5回 平成18年10月24日(火) 川薩保健所
- 第6回 平成19年1月23日(火) 出水保健所
- ・受 付 午後1時から
- ・講習会 午後1時30分から

犬・猫の引取手数料が設置されます

保健所では、これまで捨て犬や捨て猫防止策として犬・猫の引取りを 実施してきましたが、近年では飼い 主の都合による猫等の引取依頼が増加しています。

今回、動物の愛護及び管理に関す



る法律が改正され、引取りはあくまでも緊急措置であることが明確化されたことから、無制限な引取り頭数の増加に歯止めをかけ、飼い主の責任をより明確化することを目的とした「引取手数料」を設置し、平成18年10月1日から施行することになりました。

○設定金額

- ・犬引取手数料 生後 91 日以上 2,000 円 生後 91 日未満 400 円
- ・猫引取手数料 生後 91 日以上 1,000 円 生後 91 日未満 200 円
- ○生後 91 日で区別する理由
- ・狂犬病予防法により、生後 90 日 以降は登録義務がある。
- ・一般的に犬・猫ともに90日を過ぎるころから成犬・成猫と区別される。
- ・成犬・成猫の方がより多く処分経 費を必要とする。

愛護動物の遺棄は「動物の愛護及び管理に関する法律」違反であり、 罰則規定(30万円以下の罰金)も あることから、やむを得ない事情で 飼養できなくなった犬・猫は、遺棄 することなく適切な手続きにのっ とって、保健所へ引取りの依頼をしてください。

【問い合わせ先】 出水保健所 衛生課 Tel 0996-63-3111

交通事故無料相談

社団法人日本損害保険協会では、自動車保険請求相談センターを全国に設置し、交通事故でお困りの方々の自賠責保険や任意自動車保険の請求について、一切無料で相談に応じています。

交通事故でお悩みの方はお気 軽にご相談ください。



○相談日(電話相談可)

- ・月曜日~金曜日 (祝日を除く)
- 午前9時~正午午後1時~午後5時
- ○弁護士相談日

(面談可能な方のみ・予約制)

- ・毎月第2・4木曜日
- ・午後1時~午後4時

【問い合わせ先】

鹿児島自動車保険相談センター Tel 099-252-3466